鳥海ダムの建設に関する基本計画の告示について

国土交通省東北地方整備局では、洪水被害の軽減や流水の正常な機能の維持、水道用水の供給等のために、鳥海ダム建設事業を進めております。

鳥海ダムの建設に関する基本計画を作成するため、平成30年8月から秋田県や関係利水者へ意見 照会、関係省庁との協議を進めてきましたが、このたび手続きが完了し、本日付けで告示されまし たのでお知らせします。

- 1. 基本計画の概要(詳細は別紙)
 - 建設地:子吉川水系子吉川

秋田県由利本荘市島海町首宅地先

- 目的
- ①洪水調節

鳥海ダムの建設される地点における計画高水流量780m³/sのうち、700m³/sの洪水調節を行う。

②流水の正常な機能の維持

下流の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図る。

③水道

由利本荘市に対し、新たに1日最大20,670m3の水道用水の取水を可能ならしめる。

4)発電

鳥海ダムの建設に伴って新設される鳥海発電所(仮称)において、最大出力990キロワットの発電を行う。
「貯水池容量配分図

・規模及び型式

堤高81.0m 台形CSGダム

ダム使用権の設定予定者 由利本荘市(水道)

秋田県(発電)

総事業費

約1,100億円

工期

1993年度(平成5年度)から2028年度(平成40年度)の予定



2. 建設事業の経緯

平成 5年 4月:実施計画調査着手(鳥海ダム調査事務所)

平成25年 8月:ダム事業の検証における対応方針決定(事業継続)

平成27年 4月:建設段階に移行(鳥海ダム工事事務所)

平成30年 7月:環境影響評価書の公告・縦覧(平成30年7月18日~平成30年8月17日)

平成30年12月:鳥海ダムの建設に関する基本計画の告示

< 発表記者会 >

秋田県政記者会、秋田魁新報社本荘支局、読売新聞東京本社由利本荘通信部

問い合わせ先

東北地方整備局 鳥海ダムエ事事務所

住所:秋田県由利本荘市水林408番地

電話:0184(23)5120(代表) FAX:0184(23)5451

副所長(技術) 流 塡

小 嶋 光 博 (内線204)

国土交通省 調査設計課長

太 田 一 道 (内線351)

鳥海ダムの建設に関する基本計画

国土交通省告示第1361号 平成30年12月20日

国土交通省

鳥海ダムの建設に関する基本計画

1 建設の目的

(1) 洪水調節

鳥海ダムの建設される地点における計画高水流量毎秒780立方メートルのうち、毎秒700立方メートルの洪水調節を行う。

(2) 流水の正常な機能の維持

下流の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図る。

(3) 水道

由利本荘市に対し、新たに1日最大20,670立方メートルの水道用水の取水を可能ならしめる。

(4) 発雷

鳥海ダムの建設に伴って新設される鳥海発電所(仮称)において、最大出力990キロワットの発電を行う。

2 位置及び名称

(1) 位置

子吉川水系子吉川

右岸 秋田県由利本荘市鳥海町百宅 左岸 秋田県由利本荘市鳥海町百宅

(2) 名称

鳥海ダム

3 規模及び型式

(1) 規模

堤高(基礎地盤から堤頂までをいう。)

81.0メートル

(2) 型式

台形CSGダム

4 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項

(1) 貯留量

イ 総貯留量

最高水位は、標高419.2メートルとし、総貯留量は、46,800,000立方メートルとする。

口 有効貯留量

最低水位は、標高401.4メートルとし、有効貯留量は、総貯留量のうち標高419.2メートルから標高401.4メートルまでの有効水深17.8メートルに対応する貯留量39,000,000立方メートルとする。

(2) 取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分

イ 洪水調節

洪水調節は、標高419.2メートルから標高411.6メートルまでの容量21,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

ロ 流水の正常な機能の維持

流水の正常な機能の維持と増進を図るための貯留量は、標高411.6メートルから標高401.4メートルまでの容量18,000,000立方メートルのうち最大17,800,000立方メートルとする。

ハ 水道

由利本荘市の水道用水として、新たに1日最大20,670立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。

由利本荘市の水道用水のための貯留量は、標高411.6メートルから標高401.4メートルまでの容量18,000,000立方メートルのうち最大200,000立方メートルとする。

ただし、水道のための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節及び口に規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。

二 発電

鳥海発電所(仮称)の取水量は、毎秒4.6立方メートル以内とし、発電のための貯留量は、標高411.6メートルから標高401.4メートルまでの容量18,000,000立方メートルとする。

ただし、発電のための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節、ロに規定する流水の正常な機能の維持及びハに規定する水道に支障を与えないように行うものとし、これらのための放流により水位を低下させる場合を除き行ってはならない。

5 ダム使用権の設定予定者

由利本荘市(水道) 秋田県(発電)

6 建設に要する費用及びその負担に関する事項

(1) 建設に要する費用の概算額

約1.100億円

- (2) 建設に要する費用の負担者及び負担額
- イ 河川法第59条、第60条第1項の規定に基づく国及び秋田県の負担額 建設に要する費用の額に1,000分の988.0を乗じて得た額とする。
- ロ 特定多目的ダム法第7条第1項の規定に基づく由利本荘市(水道)及び秋田県(発電)の負担額 由利本荘市(水道)の負担額は、建設に要する費用の額に1,000分の11.7を乗じて得た額とする。

秋田県(発電)の負担額は、建設に要する費用の額に1,000分の0.3を乗じて得た額とする。

7 工期

平成5年度から平成40年度までの予定